

令和3年度 第11回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和3年11月25日（木）午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第10回定例会）
- 日程第3 報告 教育長報告
- 日程第4 ↑ 議案第26号 宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の任命について
- 日程第5 ↓ 議案第27号 宮古島市成人祝金給付要綱の制定について
- 日程第6 報告第6号 砂川地域（城辺地区）における幼保連携型認定こども園への移行について
- 日程第7 報告第7号 伊良部島こども園、（仮称）結の橋こども園について
- 日程第8 ↑ 議案第28号 令和3年度一般会計（教育委員会）補正予算第7号
予算要求について
- 日程第9 ↓ 議案第29号 宮古島市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第30号 下地玄信育英基金条例の制定について
- 日程第11 その他

議案第26号

宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の任命について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年11月25日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員のPTA会長変更及び校長人事異動に伴い、新たな委員を任命する必要があるので、宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則第2条の規定により、本案を提出します。

宮古島市立学校給食共同調理場
運営委員会委員名簿

任期 令和4年6月30日まで

	選出区分	氏名	役職	備考
1	学識経験者	仲宗根均	会長	元宮古島市職員
2	学識経験者	宮國雅人		元学校栄養職員
3	P T A 代表	宮良友和		南小P T A会長
4	P T A 代表	高橋和義		平良中P T A会長
5	小学校校長代表	砂川靖夫		北小
6	小学校校長代表	池村敏弘		城辺小
7	小学校校長代表	與那霸修		下地小
8	小学校校長代表	與那霸盛彦		伊良部島小
9	中学校校長代表	久高三彦		北中
10	中学校校長代表	比嘉豊樹	副会長	城東中
11	中学校校長代表	渡久山英徳		上野中
12	養護教諭代表	前里美智子		平一小
13	栄養士代表	新本志乃		平良調理場

○宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第23号

改正 平成28年11月25日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市立学校給食共同調理場条例（平成17年宮古島市条例第196号）第6条の規定に基づき、宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会の委員は15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、宮古島市教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長代表
- (2) PTA代表
- (3) 学識経験者代表
- (4) 栄養士及び養護教諭代表

(任務)

第3条 運営委員会は、宮古島市立学校給食共同調理場の運営に関し、次に掲げる事項を審議し、教育委員会に報告する。

- (1) 学校給食費の予算・決算に関すること。
- (2) 学校給食費の改定に関すること。
- (3) 学校給食共同調理場調理業務の評価に関すること。

2 運営委員会は、教育長の諮問に応じ必要な事項を審議し、答申し、又は意見を具申する。

（平28教委規則8・全改）

(任期)

第4条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 運営委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員が第2条各号に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場

合は、その任期中であっても、これを解職することができる。

(役員)

第5条 運営委員会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

監査委員 3人

- 2 会長、副会長及び監査委員は、運営委員会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営委員会は必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員の職務)

第7条 会長は運営委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその会務を代行する。
- 3 監査委員は給食の会計について監査し、その結果を運営委員会に報告する。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、平良学校給食共同調理場において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附・則(平成28年11月25日教委規則第8号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

議案第27号

宮古島市成人祝金給付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年11月25日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

令和3年度新成人者に対し、成人祝金を給付するためには、成人祝い金給付要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

宮古島市成人祝金給付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、宮古島市主催の成人式式典が中止となった新成人に対して、成人祝金（以下「祝金」という。）を給付することにより、成人の仲間入りを祝福する。

(対象者)

第2条 祝金を受けることのできる者（以下「受給対象者」という。）は、日本国籍を有する平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年9月末時点で宮古島市に住民登録されている者。
- (2) 平成29年3月に宮古島市立中学校を卒業し、進学等で住所を異動した者。
- (3) 令和2年3月に宮古島市内の沖縄県立高等学校を卒業し、進学等で住所を異動した者。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、10,000円とする。

(申請の方法及び申請期間)

第4条 祝金の給付を受けようとする者は、宮古島市成人祝金給付申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

2 代理人が申請及び給付を受ける場合、申請書（様式第1号）と委任状（別紙）をもって申請する。

3 祝金の申請期間は令和3年12月1日から令和4年2月末日までとする。

(祝金の支給)

第5条 前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに交付の可否を決定し、適当と認めたときは、遅滞なく指定の口座へ振り込むものとする。

(受給資格の喪失)

第6条 受給対象者が、申請期間内に申請しないときは、祝金を給付しない。

(給付金の返還)

第7条 祝金の給付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により祝金の

給付を受けたことが明らかになったときは、その者に対し、祝金の返還を命ずることができる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第4条関係)

宮古島市成人祝金給付申請書

令和 年 月 日

宮古島市長 殿

次のとおり関係書類を添えて成人祝金を申請します。

フリガナ		性別	連絡先
申請者名		男・女	
生年月日	平成 年 月 日		
住 所	〒 一		
出身中学校名	宮古島市立 中学校	出身高校名	沖縄県立 高等学校

※次の欄は、代理申請の場合に記入して下さい。

フリガナ		続柄	連絡先
代理申請者名			
住 所	〒 一		

成人祝金を下記口座に振り込んで下さい。

※代理人が給付を受ける場合は、代理人の口座名義を記入して下さい。

振込先	金融機関名	銀行・農協・金庫		店名	本店・支店
	預金の種類	普通・当座	フリガナ		
	口座番号		口座名義		

※添付書類…申請書の裏面に身分証明書(免許証、健康保険証、離島割カード等)の写しと、通帳(金融機関名、口座番号、名義が分かるよう)写しを添付して下さい。

※注意…代理人が申請及び給付を受ける場合、代理人の身分証明書の写しと、通帳の写し、委任状の提出が必要となります。

(裏面)

①身分証明書(免許証、健康保険証、離島割カード等) _____



②通帳の写し _____



報告第6号

砂川地域（城辺地区）における幼保連携型認定こども園への
移行について

砂川地域において現在運営している「宮古島市立砂川幼稚園」並びに「宮古島市立砂川保育所」については、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供できる「幼保連携型認定こども園」への移行を進めてきたところです。

令和5年4月の開園に向け、現在の取り組み状況等について、報告します。

令和3年11月25日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

福祉部 子ども未来課



石川地域における幼保連携型 認定こども園の移行について

砂川地域(城辺地区)における 「幼保連携型認定こども園」への移行について

砂川幼稚園・保育所の概要

(1)砂川幼稚園

当該施設は、築年数が約38年と老朽化が進み、毎年修繕が続くことが予想される。また、預かり保育に従事する職員の不足もあり、配置ができず令和3年度は西城幼稚園での合同預かり保育を実施している。

(2)砂川保育所

砂川幼稚園と同様建物の築年数が40年となり老朽化が進んでおり、令和元年度1年間休園をし、耐震補強及び劣化補修工事を終え運営しているが、今後も定期的なメンテナンスが必要となっている。

認定こども園に移行する理由

・「第2次宮古島市総合計画」を上位計画として、「宮古島市子ども・子育て支援事業計画」や市の教育大綱、宮古島市幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針において、「認定こども園」への移行が明記されている。

・両施設は、老朽化が進み今後も毎年修繕が続くことが予想されることや預かり保育に従事する職員の不足による自園での預かり保育の実施が困難な状況にある。

・上記の状況を踏まえ、砂川幼稚園、砂川保育所それぞれの機能を併せ持ち保護者の就労状況や家庭環境の変化等に関わらず就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供するほか、子育て機能を有した地域の子育て家庭への支援を行う役割を担った施設『幼保連携型認定こども園』へ移行する。

認定こども園の設置・運営

◎設置・運営については、公募を行い審査の結果「社会福祉法人 ムサアザ福祉会」が設置運営事業者として選定。

※設置者の条件は国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人に限る(認定こども園法第12条)

設置時期

◎令和5年4月開園予定。

設置場所

◎旧砂川中学校跡地の一部敷地内(体育館南側)

受入規模について

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定	なし	なし	なし	15名	15名	20名	
2号認定	なし	なし	なし				71名
3号認定	3名	6名	12名	なし	なし	なし	

認定こども園の概要<参考>

◎ 認定こども園に移行した際の利点

(1) 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、就学前のこどもに教育(1号認定)・保育(2号・3号認定)を一体的に提供します。

(2) 1号認定も含め給食の提供を行います。※イベントに応じ弁当日あり

AM
3~5

(3) 3~5歳の児童について保護者の就労状況に関係なく利用することができます(1号認定の場合)

25
3~5
PM 3~7

→例えば、2号認定で認定こども園を利用している場合、何らかの事情により、保育を必要とする事由が失われても、1号認定として継続して施設を利用するすることができます。



※ただし、1号認定となるため利用時間は変わります。

(4) 地域の子育て相談などの子育て支援の役割を果たします。

→普段施設を利用していない地域のお子さんについても、育児における困りごとの相談など、地域の子育て支援を実施します。

具体的な移行スケジュール

令和3年4月

令和4年4月

令和5年4月

5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

●6月 地域説明会

(書面開催)

●上記説明会後公募開始
6月下旬

●7月 設置運営事業者の選定

11月

● 設置事業者による建設説明会

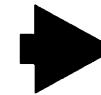
令和5年 4月

● 新園舎 建設工事 4月



園舎完成

引越準備



令和5年4月
新園舎で運営スタート

建設場所について

(11/25教育委員会定例会 報告)

城辺地区中学校の統合により、廃校となった旧砂川中学校跡地（体育館南側用地）施設の基準により園舎面積を積算（約2,817m²、園庭、職員・送迎用駐車場含）を予定しています。



1号・2号・3号認定について

各施設を利用する際には、1号認定及び2号認定、3号認定を受ける必要があります。

1号認定

- 3歳～5歳(就学前まで)
- 「保育を必要とする事由」に該当しない方

2号認定

- 3歳～5歳(就学前まで)
- 「保育を必要とする事由」に該当する方
 - ①就労(月64時間以上)
 - ②就学③自営業の方
 - ④産前・産後
 - ⑤育児休業中
 - ⑥同居親族の看護・介護の方
 - ⑦休職中の方

3号認定

- 0歳～2歳
- 保育を必要とする事由に該当する方
 - ①就労(月64時間以上)
 - ②就学③自営業の方
 - ④産前・産後
 - ⑤育児休業中
 - ⑥同居親族の看護・介護の方
 - ⑦休職中の方

報告第7号

伊良部島こども園、（仮称）結の橋こども園について

当該こども園については、現在運営をしている伊良部こども園、佐良浜保育所並びに佐良浜幼稚園を統合した、幼保連携型認定こども園を伊良部公民館隣に整備することで、これまで進めてきたところですが、先の保護者説明会等において建設場所の見直しなどの意見が多数寄せられたところです。

説明会後、今後の対応を検討したところですが、別紙のとおり、伊良部島こども園の整備については、見直しの方向で進めていきたいと考えております。

令和3年11月25日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

別紙

伊良部島こども園、(仮称) 結の橋こども園について(報告)

1. これまでの取り組み(～R2年度)

当該こども園の取り組みについては、公立保育所等のあり方作業部会において、「公立保育所は旧市町村毎に1カ所設置するものとする。」とし、平成24年2月市長答申がなされ、平成29年8月には、教育・保育を一体的に提供し、子育て支援機能を有する認定こども園への移行に関する基本方針を定めたところです。

H29.6
定例会
基準算定
まくら

その中で、伊良部区域については、令和4年4月開園に向け、市内部で建設場所の検討を行い、建設場所は県道沿いに面した伊良部並びに佐良浜地区からもアクセスが容易である中心地(伊良部公民館隣の市有地)を建設候補地と定めたところです。

その後、地元の関係者を含め、検討協議委員会を設置し、平成31年3月「基本計画」を策定し、令和元年度「基本設計」、令和2年度は「実施設計」を行い、今年度は「建設工事に着手」する予定でしたが、先の3月定例会における地元出身議員からの建設場所の見直し、改めての説明会の開催を求められた。

2. 令和3年度の動き

先の3月定例会における地元出身議員からの建設場所の見直し等に関する意見があったことを受け、4～6月にかけ保護者代表、地元出身議員との意見交換、在園児保護者に対してのアンケート調査等を実施し、10月には保護者説明会を開催したところです。

結果として、現建設予定地での整備ではなく結いの橋学園近隣を望む声が多くを占めたことから、持ち帰り今後の対応を検討したところです。

3. 検討課題

- 現行のまま計画を進めるのか
- 場所の変更をした場合、地域の合意形成は図られるのか
- 佐良浜幼稚園及び保育所のみを統合し、現佐良浜小・幼稚園敷地内に施設を整備し、現行のままの機能で運営するか…
など、様々な視点で検討を重ねながら進めてきたところです。

以上のことから、現計画については、一旦、白紙に戻し地域の意見を伺いながら再度検討する方向で進めていきたいと考えているところです。

議案第28号

令和3年度一般会計（教育委員会）補正予算7号予算要求について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年11月25日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由.

令和3年度第9回宮古島市議会（定例会）に提案する「令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）」に教育委員会関係予算を計上するため、本案を提案します

議案第29号

宮古島市立図書館条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年11月25日提出

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市個別施設計画で、機能廃止が決定された宮古島市立図書館城辺分館の民間利用を促進するためには、条例を改正する必要があるため。

議案第30号

下地玄信育英基金条例の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年11月25日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

現職教職員の大学院への入学金及び奨学給付事業に、下地玄信育英基金を活用するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。